

次世代住宅ポイント対象住宅証明業務**終了の変更**についてお知らせ

次世代住宅ポイント対象住宅証明業務の終了期日を次のとおり変更しましたのでご注意ください。

次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書受付を**令和2年3月10日（火）午後5時**で終了します。

この場合、令和2年3月31日（火）までに次世代住宅ポイント発行申請が可能なものに限りますのでご注意ください。

また、災害等やむを得ない理由により、令和2年3月31日までに建築着工（着手）が困難な場合の次世代住宅ポイント対象住宅証明業務の受付については、**令和2年6月22日（月）午後5時**で終了します。この場合においても、当センターの発行する次世代住宅ポイント対象住宅証明書を令和2年6月30日（火）までに次世代住宅ポイント事務局（郵送先：〒115-8691 赤羽郵便局私書箱10号 次世代住宅ポイント申請受付係）に提出可能なものに限ります。

（一財）愛知県建築住宅センター

評価審査課